

安威川ダム建設事務所環境管理連絡会の規約

(名 称)

第1条 本会は「安威川ダム建設事務所環境管理連絡会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、発注者と請負者の緊密な連携による協力体制の確立並びに環境保全に係る啓発を図り、環境に関する法律、規律等を遵守し、もって工事実施による環境負荷を低減させることを目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、委員長1名、副委員長1名及び委員で構成する。

2 委員長は、安威川ダム建設事務所長とし、本会を総括する。

3 副委員長は、安威川ダム建設事務所技術次長とする。

4 委員は、「安威川ダム建設事務所の職員」(以下「事務所委員」という。)及び「請負者の社員」(以下「業者委員」という。)とする。なお、請負者は、業者委員を選定し、別記様式1により事務所委員を経て委員長に提出するものとする。

5 委員長は必要に応じ、学識経験者その他の出席を求めることができる。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、環境に関する法律、規律等を遵守し、施工中の工事現場の環境保全に関する事項、環境保全に係る研修、啓発等に関する事項についての事業を実施するものとする。

(環境管理計画書)

第5条 業者委員は、工事着工後速やかに工事現場の「環境管理計画書」を作成し、事務所委員を経て委員長に提出するものとする。

2 「環境管理計画書」には、環境管理の組織体制(環境責任者の特定等)、環境事故時の連絡体制、動植物に対する配慮計画、工事現場における清潔の保持計画、工事に伴う異常騒音・振動・悪臭・ほこり等の対策等を記載するものとする。

3 業者委員は、「環境管理計画書」に基づき、業務範囲内の環境保全対策の推進を図り、環境管理計画と実施工との整合性の確認を行うものとする。

(環境パトロール)

第6条 委員長は、事務所委員と業者委員から選出した委員で編成する「環境パトロール班」をつくり、施工中の工事において環境パトロールを実施し、終了後検討会を開くものとする。原則として、安全工事施工管理必携に基づいて実施する「安全パトロール」と併せて実施するものとする。

2 業者委員は、常に各自の工事現場の環境パトロールを行うとともに、前項の環境パトロール実施日の3日前に、最新の環境パトロール結果を別記様式2により事務所委員を経て委員長に提出するものとする。

(その他)

第7条 業者委員は、工事施工中に誤って環境に著しい影響を及ぼした場合、速やかに事務所委員に報告し、事務所委員と緊密な協議を行い、調査を実施し、再発防止対策を作成するものとする。

2 本会の事務局を安威川ダム建設事務所建設課企画グループに置く。

3 本規約は、今後実施状況を考慮し内容を充実させていくものとする。

4 本規約は、平成16年11月16日より施行する。

平成19年8月30日一部改定

様式 1

平成 年 月 日

安威川ダム建設事務所

環境管理連絡会委員長 様

住 所

請負者 会 社 名

代表者名

環 境 管 理 委 員 届

工事名称

工事場所

委員氏名

上記の者を本工事の環境管理委員としてお届けします。

安威川ダム建設事務所環境管理連絡会(環境パトロール)

環境に関するチェックシート

実施日	平成 年 月 日	点検委員名 (業者委員)	
工事名			
業者名			
環境に関するチェック事項		チェック	措置事項
(1) 動植物に対する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・むやみに工事区域外へ足を踏み入れているか ・必要以上に草花、樹木を傷つけたり、採取していないか ・野生動物を傷つけたり、捕獲していないか ・野生動物への餌付けをしていないか ・貴重種等が工事区域内、その近傍に生息している場合、バリケードなどにより保護するよう配慮しているか 			
(2) 工事現場における清掃の保持 <ul style="list-style-type: none"> ・野生動物を誘引するような残飯やごみを放置していないか ・有害物質を放置していないか 			
(3) 工事に伴う河川濁水発生の有無 <ul style="list-style-type: none"> ・沈砂池などは設置しているか 			
(4) 工事に伴う異常騒音・振動・悪臭等の有無			
(5) 工事に伴い発生するのり面を速やかに復旧しているか			
(6) 工事に伴う改変区域を不用意に拡大していないか			
(7) その他			